

令和3年度補助犬(盲導犬)給付

☑️県内(広島市を除く)に1年以上居住し、今後も相当期間県内に居住することが見込まれる18歳以上の視覚障害者で、次の各項に該当する人  
 ・身体障害者手帳1級または2級の人  
 ・就労などにより、社会活動の参加に効果があると認められる人  
 ・盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められる人  
 ・自己の所有する家屋以外の家屋に居住する人は、盲導犬の飼育について、その家屋の所有者または管理人の承諾が得られること  
 ☑️社会福祉課または社会福祉協議会の窓口においてある申請書に必要事項を記入のうえ、7月30日(金)まで社会福祉課に提出  
 ※年間を通して申請受付をしています。  
 ☑️社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会事務局 ☎229-2320

重度心身障害者医療費受給者証が新しくなります

現在お使いの受給者証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降も引き続き資格がある人には、新しい受給者証を7月下旬ごろ郵送しますので、更新手続きは不要です。資格要件により停止となる人は別途通知します。

手帳の種類	対象者
身体障害者手帳	1、2、3級所有者
療育手帳	①、A、②

▷利用者負担  
 1 医療機関につき、1日200円(通院月4日、入院月14日まで)

※所得が一定以上あるときは該当しない場合があります。  
 ☑️社会福祉課 ☎820-5635

国民健康保険・後期高齢者医療保険「被保険者証」・「限度額適用認定証等」の更新

▷被保険者証  
 新しい被保険者証を、7月下旬に郵送します。  
 ▷限度額適用認定証等  
 現在発行している証の有効期限は7月31日です。  
 ・国民健康保険の人  
 8月1日以降も必要な場合、申請が必要です。  
 ・後期高齢者医療保険の人  
 これまでに証を取得したことがあり、引き続き該当する人は、被保険者証に同封しています。新規交付希望者は申請が必要です。  
 ☑️本人確認書類、印鑑  
 ☑️税務住民課保険年金G ☎820-5604

免除された国民年金保険料は追納できます

国民年金の加入実績があり、過去10年以内に保険料の未納がある人は、さかのぼって後払いを行う『追納制度』が利用できます。利用には申込みが必要です。  
 ▷追納制度を利用する際の留意点  
 ①追納ができる期間は、追納が承認された月から起算して過去10年以内の期間です。  
 ②すでに老齢基礎年金を受け取っている人は追納できません。  
 ☑️広島南年金事務所  
 ☎253-7710 ☎505-5122  
 税務住民課保険年金グループ  
 ☎820-5604 ☎855-0155

令和3年度 障害者委託訓練生募集

☑️最寄りの公共職業安定所、広島障害者職業能力開発校委託訓練担当 ☎254-1766 ☎254-1716 (平日9:00~17:00)

(1) 知的・技能習得コース、eラーニングコース

☑️公共職業安定所に求人登録している人 ☑️無料 ☑️所在地の公共職業安定所に応募用紙を提出  
 ○訓練の詳細  
**知能・技能習得訓練コース**

コース名	地区	対象者	定員	訓練場所	申込期間	訓練期間
PC初級スキル習得科3	広島	精神(身体)障害者など	8人	(株)広島情報シンフォニー(広島市東区)	4月5日~7月20日	8月17日~11月16日
PC初級スキル習得科4			12人	(株)マイティネットプラス(広島市中区)	9月1日~11月17日	12月14日~3月11日

eラーニングコース(インターネットを活用した自宅での通信訓練)

コース名	対象者	定員	訓練場所	申込期間	訓練期間
パソコンスキルアップコース	在職中の障害者(休職中を含む)	20人	(株)アドバン アドバンスクール広島校(広島市中区袋町5-28 和光広島ビル2F)	4月5日~1月14日	臨時入校 2カ月

(2) 在職者訓練コース

☑️公共職業安定所に求人登録している人 ☑️無料  
 ☑️専用の受講申込書を広島障害者職業能力開発校に提出(申込書は広島障害者職業能力開発校ホームページからダウンロード可能)  
 ○訓練の詳細

コース名	対象者	定員	訓練場所	申込期間	訓練期間
Web制作在宅ワークコース	重度障害者など	4人	(株)NTTデータだいち(広島県内および近県在住)	①4月5日~7月30日 ②8月2日~10月29日	①9月開始 ②12月開始(3カ月)

(社会福祉課)

国民健康保険税の納税通知書を送付します

令和3年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬、世帯主(納税義務者)あてに送付します。

▷令和3年度の税率(据え置き)

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	6.70%	1.99%	1.85%
均等割	30,100円	9,000円	10,000円
平等割	22,200円	6,600円	6,800円
課税限度額(1世帯当たり)	630,000円	190,000円	170,000円

注:介護保険分は、40歳以上65歳未満の人が対象

▷軽減基準額の変更

低所得世帯の負担を軽減するための軽減判定基準額について、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し(給与所得控除や公的年金等控除から、基礎控除へ10万円の振替など)に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように変更となりました。

非自発的失業者などの軽減についての相談

倒産、解雇、雇い止めなど自己都合ではない理由による65歳未満の退職者は、国民健康保険税が軽減されます。詳しくは税務住民課まで相談ください。

☑️税務住民課保険年金グループ ☎820-5604 ☎855-0155

令和3年度原爆被爆者(被爆二世を含む)定期健康診断集団健診(第1回)を実施します

時所

日付	時間	会場
7月19日(月)	9:00~11:00	東部地域健康センター
	13:00~15:00	くまの・みらい交流館
7月20日(火)	9:00~11:00	町民会館
	13:00~15:00	

※7月19日(月)は午前と午後で会場が異なります。

☑️被爆者健康手帳または健康診断受診者証所持者、被爆二世の人(※被爆二世の人は、事前の申込が必要です。)

☑️社会福祉課 ☎820-5635

**サマージャンボ7億円**  
 (1等5億円・前後賞各1億円合わせて)  
**サマージャンボミニ5千万円**  
 (1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)  
 この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。  
 各1枚 300円  
**7月13日(火)2種類同時発売!**  
 発売期間 7/13(火)~8/13(金)  
 公益財団法人広島県市町村振興協会